

門真市第 6 次総合計画改訂版（案）に係るパブリックコメント結果

1 案件名

門真市第 6 次総合計画改訂版（案）

2 意見等募集期間

令和 6 年 10 月 4 日（金）～10 月 25 日（金）

3 実施機関（担当所管課）

(1) 名 称：企画財政部企画課

(2) 電話番号：06-6902-5572（直通）

4 閲覧場所

企画課、市情報コーナー（別館 1 階）、市役所本館 1 階入口、保健福祉センター、南部市民センター、市民プラザ、公民館、図書館本館、ルミエールホール、中塚荘、老人福祉センター、高齢者ふれあいセンター、くらしの相談窓口（そよら古川橋駅前 3 階）、こども発達支援センター、リサイクルプラザ、総合体育館

5 受付した意見等の件数

合計 1 件

6 意見等に対する考え方

下表のとおり

※下表の「提出された意見」の内容は提出されたご意見を原文のまま記載しています。

	提出された意見	意見等に対する考え方
1	①門真市第 6 次総合計画改訂版(案)に対する意見募集のパブリックコメントを提出をしたいと思います。 ただ、門真市第 6 次総合計画改訂版(案)は、具体的詳細案ではありませんでしたので、理解ができない点もありました。その上でコメントをさせていただきます(順を追わずにコメントをいたします)。 介護保険サービスは利用は、高齢者や重度疾患を患っておられる方が、基本的に利用ができます。 上記の方が、介護保険制度により、利用サービスをうけられます。 しかし、門真市は日本で 3 番目に介護保険料が高く、国民健康保険料も以前から高いと言われております。	ご意見は、本計画に対する意見ではなく、市政へのご意見と捉え、ご意見を受けての案の修正は行いませんが、今後、施策を検討していく際の参考意見とさせていただきます。

介護保険料を納付はしているが、施設の利用における経済的負担が過重であり、応益負担ですから所得の低い人は利用が控える傾向です。 また、本人の利用拒否や施設入所拒否などにより、結局は家族が介護のにないてとなり、介護負担がまします(人によりまして、介護負担・育児負担のダブル負担や、ヤングケアラーがケアの担い手にもなることもあります)。 介護をする側の負担を減らすためにも、介護保険料・国民健康保険保険料の負担額の軽減策の実施で全世代の門真市民の経済的負担が軽減をされます。 介護の利用をした場合も応益負担ではな応能負担、若しくは門真市独自の負担額の軽減策の実施により、介護利用者控えを減らし、介護をする方の負担軽減に繋がります。 家族(介護をする者)が、24時間介護に関しての相談の実施。併せて、介護される側が介護をする側に対しての暴言・暴力などをされたときに、逃げられる場所の提供の実施の要望をいたします。 介護者(看護者)の心身の疲弊は相当な負担なもにであります。通りいっぺんとうな対応策ではなく、きめ細かい支援策が必要です。介護者の心身の疲弊は、積みもり積みもりますと、ときには、高齢者虐待や最悪の場合は介護殺人にいたる事件もあります。最悪の事態を避けるためにも、介護・医療サービスの充実が必要です。	
②現在検討中の産業施設やスポーツ施設も必要かもしれませんが、このような建物施設よりは、少子高齢化ならば門真市民が、出産から看とりまで安心して生活ができ支援がうけられる、総合的な「門真市立病院」の事業を実施の検討をすべきであり、「介護者の一時避難場所」を目的するものも建設すべきではないでしょうか。 田畑、蓮根畑など、これ以上は破壊をしないで頂きたい。些細なことで、米不足に陥るのが現状です。 減反政策のせいで米不足がおきたのが根本的原因です。門真市には田畑もあり、門真市が誇る蓮根畑もあ	本市の基幹産業であるものづくり産業の更なる活性化を図るため、操業環境の維持と新たな産業用地の確保は必要と考えております。 一方、門真れんこんや、くわいなど本市の特産物を中心とした保全に努めており、引き続き、現在の取組を継続してまいります。

ります。この自然の恵みをこれからもそして将来に向けて残してください。物づくり企業誘致ゾーンの計画案は不要です。農作耕地を残すべきです。そして、食料危機に備えてください。	
③ジェネリック薬品を使用推進をしますなら、各薬の主原料と添加物の成分表示と効果と副作用を表示し検索を出きるようにしてください。 先発品も上記同様の表示を致しまして、先発品とジェネリック品との違いが分かるようにホームページを作ってください。	ご意見は、本計画に対する意見ではなく、市政へのご意見と捉え、ご意見を受けての案の修正は行いませんが、今後、施策を検討していく際の参考意見とさせていただきます。
④何らかの事業を実施をされる際は、地権者だけでなく、近隣者への説明を丁寧に聞き取りをして欲しいです。 まちづくり基本構想 新な産業ものづくり企業誘致ゾーンで第2京阪道路の利便性を生かした産業、物流施設を造るのは中心をしてください。 今でも、「第2京阪道路法」「163号線」「近畿自動車道」は、門真市にとりましては、「魔の三角地帯」と言われており、車の通行量は多く、騒音・震度・排気ガスによる有害ガスによる喘息の発生、悪化」などの公害対策はとても充実分ではありません。 第2京阪道路の近隣住民が、騒音や震度や喘息の発生や増悪をしていますことを、門真市役所の関係者は知っていますか？ 相談に言っても、真剣は取り合ってもくれませんし、対応もしてくれませんでした。 工業地帯とはいえ、一般住宅として住んでいます住宅も多いのですから、「新な産業ものづくり企業誘致ゾーンで第2京阪道路の利便性を生かした産業、物流施設を造るのは中心をしてください。」の計画案は実施を絶対にしないで頂きたいです。 まだ、田畑・蓮根畑が充分にのこっております。今ある、田畑・蓮根畑は破壊を絶対にしないで頂きたいです。企業誘致や物づくりゾーンを作るより食料危機に備えて田畑、蓮根畑等や自然を守ってください。	公害対策が十分でないとのこと意見につきまして、第二京阪道路供用開始後から実施している大気環境監視測定において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び騒音のすべての測定項目で環境基準を満たしております。今後においても、生活環境に関する状況把握に努めてまいります。 また、産業施設、農地に関する内容につきましては、②のとおりです。

⑤法律相談は1回30分は大変短いです。もう少し長く出来ないのでしょうか。 また、法律相談だけでなく、税理士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、社会保険労務士、設計士、建築士等生活全般での困り事を専門家に相談ができますサービス体制を整えて頂きたいです。 相談日数や時間を長くしまして門真市民が困り事がありましても、専門家に相談が面談・電話・Web等でできます様に整えていただきますことを要望をいたします。	ご意見は、本計画に対する意見ではなく、市政へのご意見と捉え、ご意見を受けての案の修正は行いませんが、今後、施策を検討していく際の参考意見とさせていただきます。
---	--